

大阪市告示第147号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の32第2項の規定による指定障害児相談支援事業の廃止の届出を受理したので、同法第24条の37第2号の規定により別紙のとおり公示する。

令和8年1月30日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 高橋 徹

（福祉局障がい者施策部運営指導課）